目 次

示

告

保安林の解除をしようとする旨の通知

関する収入及び支出の報告書の要旨の訂正の公表

公

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に 選挙管理委員会告示

(選挙管理委員会) 四九二

道 **森**

路維 林

持課)四九一

保

全

課) 四九一

市 政 策 課) 四九二

都

建

企築 指

導 課)

四九四

(高山土木事務所) 四九四

六 百 四 +

号

第

令 和 七年十一月二十一 日

告

示

岐阜県告示第四百七十七号

ら保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣か

内容を告示する。

令和七年十一月二十一日

岐阜県知事

江

崎

禎

英

解除予定保安林の所在場所

神ノ木七五五の三・七五五の二三・七五五の二四・七五五の二八から七五五の三一 恵那市武並町竹折字島田六五八の四・六五八の六・六五八の七・六五八の九・字

まで・字石仏七八八の七・七八八の八 (以上十三筆国有林)、七八八の二三

(=)保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

 (\equiv) 指定理由の消滅 解除の理由

岐阜県告示第四百七十八号

次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、令和七年十一月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維

毎週 (金曜日) 発行

岐 阜

県

公 報

(休日に当たる)

令和七年十一月二十一日

	岐阜		<u> </u>	一枚			11月21日	(492
和職六選	県選				ij		類の道 種路	
手十月二十.	挙管 理委員				細作	亨士 巨岐 易市 泉	路 線 名	
た令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定により提出のあっ	岐阜県選挙管理委員会告示第四十七号	選挙管理委員会告示			五番二一地先地内	土岐市駄知町字地京平九	区間	
選出議		芸			後	前	別前変区 後更域	岐阜県知事
漫選挙にお、					事 第 7 九	亭 小 九	ル) 員 敷 地 の 幅	知事江
ける候補者!					三元• 0	一三九• 〇	ル (メート 長	崎禎
の提出の							備	-11
に引きないないである。またでは、これでは、「これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、							考	英

令和七年十一月二十一日

公 示 453,190」に改める。

190**」**

を

☆

回 唧

4,453,190**』**

に

総総

唧

4,353,190**」を**

一総

빡 4.

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。 国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号) 第十九条第二項の規定により、次の国土

令和七年十一月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎

英

調査を行った地域 調査を行った者の名称 土岐市泉町久尻の一部(久尻第一)

調査を行った期間

Ξ

令和元年五月から令和六年三月まで

地図及び簿冊の名称

四

土岐市 (泉町久尻の一部) の地籍簿 土岐市(泉町久尻の一部)の地籍図

五

認証年月日

令和七年十月二十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。 国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号) 第十九条第二項の規定により、次の国土

令和七年十一月二十一日

第

岐阜県第五区の候補者山田良司に係る収支報告書の要旨 (第一回分) 3

当中「人

1,200,000」を「人

伞

事

1,300,000』 **!」、「今**

回

빡

4,353,

報告書の要

640

号

令和七年十一月二十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長

竹

内

治

彦

岐阜県知事 江 崎 禎 英

(493)	令和7年 11 月 21	目 岐	阜	県 名	公 報			9	第 640 号
五	四三	= -		調	_	五	四	Ξ	= -
年十月二十七日	一 和	土岐市泉町久尻の一部(久尻第三)調査を行った地域土岐市調査を行った地域出域を行った者の名称調査を行った者の名称	《新七年十一月二十一日 岐阜県知事・江 一崎 一禎 英	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	国上間査法(召印ニトト手法律官ヨート号)度トル条件二頁の見足こより、欠り国上国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証	令和七年十月二十七日認証年月日	土岐市(泉町久尻の一部)の地籍簿土岐市(泉町久尻の一部)の地籍図地図及び簿冊の名称	令和元年六月から令和六年三月まで調査を行った期間	土岐市泉町久尻の一部(久尻第二)調査を行った地域土岐市
三調査を行った期間 飛驒市神岡町石神の一部(数河・石神()) 二) 間査を行った地域	飛驒市 関査を行った者の名称 岐阜県知事 江 崎 禎 英令和七年十一月二十一日	調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証	今和七年十月二十七日 ————————————————————————————————————		四、地図及び簿冊の名称平成二十九年六月から令和六年八月まで三、調査を行った期間		飛驒市 調査を行った者の名称	《利士年十一月二十一日	調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

令和七年十一月二十一日発行

発 発 行 行

所 者

岐 岐

庁

编

集

岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一

岐阜

文芸

社